

1 部活動の目的

第二中学校の教育目標は、「一人一人が輝くことを大切にし、自ら学ぶ生徒の育成」である。部活動もこの目標を実現していく学校の教育活動の一環であるため、教育課程との密接な関連を図り、合理的で効率的・効果的な運営を行い、以下のことを目的として活動する。

(1) 目的

- スポーツや芸術の楽しさを主体的に味わうことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな生活を実現するための資質・能力を育てる。また、バランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実現できるようにする。
- 自主性、協調性を重視し、達成感を味わわせることで、学習意欲の向上や責任感、連帯感などの育成を図る。
- 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、顧問をはじめ、先輩や後輩などと、学級や学年を離れて学級内とは異なる好ましい人間関係を築く能力の育成を図る。

(2) 目的を達成するための基本的な考え

- 生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）に配慮する。
- 事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努める。
- 体罰・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 部活動顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため計画的に休養日を設定する。発育、発達個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい認識の下、指導に当たる。
- 部活動の運営に関する校内組織体制を整備し、全職員が共通理解の下、保護者や地域の理解を得ながら取り組めるようにする。
- 学校の教育活動の一環として位置付け、運営については校長の指示監督の下、顧問の協力と生徒の主体的な取組により、活動可能な範囲で実施する。また、顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校全体の教育活動として適切な運営を図る。

2 本年度の部活動

(1) 設置する部活動

野球部 ソフトテニス部（女） バasketボール部（男・女） バレーボール部（女）
卓球部（男） 吹奏楽部

(2) 部活動への加入

- 希望する部活動に加入する。部活動への加入は希望とする。

(3) 活動時間

- 平日の活動時間（上限2時間）

※1週間の活動時間11時間以内 ※平日月曜日+木曜日休み

	4月～ 那珂地区新人	那珂地区新人 ～中央新人	中央新人 ～	11月	12～1 月	2月	3月
終了時刻	17:45	17:30	17:15	17:00	16:45	17:15	17:45
下校時刻	18:00	18:00	17:30	17:15	17:00	17:30	18:00

※ 10月以降、県大会等に参加するため活動時間を延長する場合は、保護者の承諾を条件に部活動顧問の申し出によりその都度協議し、校長が許可する。（上限範囲内）

- 休業日の活動時間

休業日（学期中の週末、祝日を含む）の活動時間は**上限3時間**とする。

※活動時間とは、準備、片付け、移動時間を含まない時間のことである。

(4) 休養日

- 学期中は平日2日以上、休日1日以上の休養日を設けることを基本とする。したがって、平日は毎週原則月曜日と木曜日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）はいずれか1日以上休養日とする。生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、平日に休養日を振替える。ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒

が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。

- 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、他の休日に休養日を振替える。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。
- 定期試験（中間テスト、期末テスト、学年末テスト）の**4日前**からは休養日とする。
- 学校閉庁日（8/13～8/16、11/13、12/28、1/4）、年末年始休業日（12/29～1/3）は原則休養日とする。

(5) 長期休業中の活動

- 学期中に準じた休養日を設ける。また、十分な休養の確保と多様な活動を推奨するため、**1週間以上の連続した長期の休養期間（オフシーズン）**を設ける。
- 部活動主任は、「長期休業部活動計画一覧」を作成し、校長の承認を得て保護者へ配付する。

(6) 朝練習

- 朝練習は原則として行わない。
 - ・特例で朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施すること。
 - ・特例として朝の活動を実施する場合とは、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要があるケースとする。

3 学校単位で参加する大会

大会等の参加について、活動時間の上限を遵守し、適切に休養日を確保することを考慮した上で設定する。大会等の参加について、特に、公式大会以外の地方大会等の参加について精選する。

4 部活動の運営

(1) 保護者・地域との連携について

- 部活動顧問は「年間の活動計画」並びに「毎月の活動計画」及び「活動実績」を作成し保護者に周知する。
- 年度当初には部活動保護者会を開催して、活動目標、指導方針、出場試合等、具体的な練習内容や方法、費用等を保護者に伝え、共通理解を図る。
- 部活動についてはホームページや学校だより等で周知を図り、保護者や地域の理解を深める。

(2) 部活動運営委員会について

- 部活動運営委員会を設置し、教職員、保護者代表（PTA会長等）及び学校評議員等が必要に応じて参加し、活動について共通理解を図るとともに、協力を得られるようにする。

(3) 外部指導者について

- 部活動顧問が、専門的な指導技術を有しない場合もあるため、学校の部活動運営方針を十分に理解している社会人指導者に技術面での専門的な指導を委ねることができるものとする。その場合は、茨城県中学校体育連盟の外部指導者としての要件を満たす指導者を校長が外部指導者として依頼し、部活動顧問が部員及び保護者に周知する。
 - ・顧問と役割分担を明確にして、連携協力しながら指導に当たるようにする。

(4) 指導上の主な留意点

- 部員には、部活動でのきまりはもとより、学校生活においてもルール・マナーをしっかりと守らせる。
- 練習を欠席する場合は、必ず部活動顧問（学校）へ連絡するよう指導する。
- 部活動中は活動場所に顧問がつき、指導及び安全管理を行う。会合等で活動場所に顧問がつかない場合は、簡単なメニューを生徒に指示した上で、他の教職員に監督を依頼する。監督者がつかない場合は中止とする。
- 部活動の服装は、学校のきまりに沿ったものとする。部活動中は部指定の服装も認めるが、体育の授業や行事の時は学校指定の体操服とする。
- 万が一大きな事故が発生したときには、部活動顧問は負傷者の応急措置並びに救急車の要請等適切な対応を行い、直ちに管理職（校長、教頭）や保護者等に連絡する。その際、その場にいる教職員で連携・協力して対応する。
- 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考にするとともに、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。
※暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。

- 部室、活動場所、用具を大切にし、常に清潔・整理整頓に努める。部活動顧問は活動終了後は必ず用具の整理整頓や戸締まり等を確認する。
- 土曜日・日曜日・祝日等に活動する場合は、事前に所定の「休日の部活動予定表」に記入する。対外試合を実施する場合は、原則1週間前までに「対外試合等計画書」（大会含む）を校長に提出し、承認を得る。
- 対外試合等で自転車を使用する場合は十分に安全に配慮する。
- 各顧問は毎月の部活動計画と実績を月末までに作成する。

5 部活動の経費

活動に係る経費をPTA徴収金「教育活動費」等から補助する。

- ・ P T A 徴収金の「部活動費」は保護者の負担加重にならないよう配慮し、金額については保護者の理解を得た上で決定する。運用については、学校徴収金取り扱い要項に従って帳簿や通帳等を作成し適正に執行する。年度末には P T A 監査員の監査を受け、 P T A 総会で決算、予算について承認を得る。

6 その他

市教育委員会が主導する「地域クラブ活動」の体制が整い次第、市教育委員会指導の下、休日の部活動を段階的に地域クラブに移行する。